

大市教委学経第 号  
年 月 日

申 請 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会

中学校夜間学級生徒就学援助認定取消通知書

年度 就学援助費の受給について、中学校夜間学級就学援助費交付要綱第14条に基づき、次のとおり認定を取り消します。

記

- 1 学校名
- 2 学年
- 3 生徒名
- 4 認定取消年月日
- 5 認定取消理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、今年度の申請時に提出いただきました「就学援助費口座振替申出書」につきましては返送させていただきます。

認否結果に関する問い合わせ 大阪市教育委員会事務局 事務管理担当  
TEL -

その他 就学援助に関すること 通学する中学校（夜間学級）